

香川労働局発表
令和6年8月2日

担当	香川労働局労働基準部 健康安全課長 小林 知己 主任地方産業安全専門官 小山 正博 電話(087)811-8920(直通) 夜間(087)811-8926(呼出)
----	---

健康管理手帳関連文書の紛失について

この度、香川労働局において、労働安全衛生法に基づく健康管理手帳関連文書を紛失していたことが確認されましたので、その概要をお知らせします。

関係者の皆様に深くお詫びいたしますとともに、今後紛失が生じることのないよう、再発防止を徹底してまいります。

なお、関係者からの聞き取りによると、紛失が確認された書類については、外部に持ち出すものではないことから、誤って廃棄された可能性が高く、また外部に漏えいした事実は確認されていません。

1 経緯

管内の方からの健康管理手帳（じん肺）の再交付申請に係る手続きの照会があり、令和6年7月4日、「健康管理手帳交付、再交付、書替え申請書綴(2002年度)」（石綿等健康管理手帳を含む。以下「申請書綴」と言います。）を参照しようと保管していた書庫に申請書綴を取りに行ったところ、申請書綴の所在が不明になっていることが確認されました。

申請書綴には、氏名、生年月日、性別、傷病名等の個人情報に記載されており、個人情報の対象件数は推計を含み約92件です。

2 原因

- 当該申請書綴りの背表紙には、誤って廃棄しないよう「常用」である旨や保管期間等を明示しておく必要があったところ、これがなされておらず文書管理上の不備があったこと。
- 行政文書の持ち出しについて管理簿等による管理がなされておらず、ファイル保管場所に適切に返却されることなく、所在が不明になってしまったこと。

3 再発防止

令和6年7月25日に緊急労働基準監督署長会議を開催し、香川労働局より各労働基準監督署長に対し、事実経過の概要を説明するとともに、行政文書の適正な管理を徹底するよう指導しました。

今後は、香川労働局において保管期間等の明示によるファイル管理の徹底や、文書持出し簿の整備、石綿関連文書の保管状況の定期的な確認等により、再発の防止に努めてまいります。

4 照会先

今回の申請書綴が紛失したことに係る問合せは、上記照会先をお願いいたします。

※ 労働安全衛生法に基づく健康管理手帳は、粉じん作業、石綿を取り扱う作業等に従事したことがあって、一定の要件に該当する労働者等が離職の際または離職後に労働局長に申請し、要件を満たしていると「健康管理手帳」が交付されます。「健康管理手帳」が交付されますと、指定された医療機関で健康診断を無料で受けることができます。

健康管理手帳交付、再交付、書替え申請書綴は、「健康管理手帳」の交付申請、再交付申請、書替え申請等の書類を綴ったものです。